

# 人生100年時代

お客様に安心な生活を送っていただくために、  
**こましん**は**あなた**に寄り添います

## 指定代理人制度

## 指定代理人制度そなえ

のご案内



### 「指定代理人制度」

こんな時に  
安心

預金者ご本人さまがご来店できない（ご高齢のためや病気等）とき、あらかじめお届けいただいた代理人の方が、預金者に代わって預金取引の手続きを行うことができます。

### 「指定代理人制度 そなえ」

こんな時に  
安心

預金者ご本人さまが将来、認知・判断能力を喪失したとき、あらかじめお届けいただいた代理人の方が、預金者に代わって預金取引等の手続きを行うことができます。

「指定代理人制度」と  
「指定代理人制度そなえ」を  
組み合わせて利用する  
ことで、将来にわたって  
安心して  
お取引ができます。

本制度のお取り扱いは、  
最寄りの営業店に  
お問い合わせください



地域と共に、次の未来へ

## 小松川信用金庫



本店・中平井支店	東京都江戸川区平井 6-23-23	03(3617)1201
平井支店	東京都江戸川区平井 4-8-1	03(3683)0581
菅原橋支店	東京都江戸川区松本 1-25-16	03(3652)3136

奥戸支店	東京都葛飾区奥戸 2-41-17	03(3696)0351
東四つ木支店	東京都葛飾区東四つ木 4-25-12	03(3696)1781
市川南支店	千葉県市川市平田 4-3-4	047(378)2711
鹿骨支店	東京都江戸川区鹿骨 3-16-1	03(3698)1711
亀戸支店	東京都江東区亀戸 5-44-7	03(3682)0031
篠崎支店	東京都江戸川区篠崎町 6-15-21	03(3676)5941

# 「指定代理人制度」「指定代理人制度 **そなえ**」の概要

## 指定代理人制度

「指定代理人制度」は、ご本人様に代わって、あらかじめお届けいただいた代理人の方がお支払いなどの預金取引を行うことができます。

代理人ができる取引	「当座預金を除く預金の入出金、新規開設・解約」 注 ・預金者の意思により取引の範囲を指定することができます。 ・口座開設店にてお申し込みください。
申込み	預金者本人と代理人からお届をしてください。(本人確認できる公的資料を持参願います。)
代理人として指定できる方	原則、親族の方とします。 (代理人の選任に当たっては、極力、友人や知人等は避けていただきます。)
代理人との取引	i 取引の都度、本人確認資料(運転免許証等)をご持参ください。 ii 取引伝票等には「預金者〇〇代理人△△」と代理人が署名し、捺印してください。 iii 当金庫は、代理人取引に係る根拠となる書面の提示を求めることがあります。
取扱手数料	無料です。(ただし、各種お手続きごとに、所定の手数料が掛かります。)
変更・停止	制度内容の変更や制度の利用停止は、口座開設店にて所定の手続きをお取りください。
解約等	以下の場合には、当金庫の判断で「本制度」の利用を停止させて頂く場合があります。 (1) 預金者が死亡し、制度の継続が不可能と判断した場合。 (2) 預金者または代理人の意思・判断能力が無くなった場合。 (3) 代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合。 (4) その他、当金庫が制度の提供が相当ではないと判断した場合。

## 指定代理人制度 **そなえ**

「指定代理人制度 **そなえ**」は、ご本人様が認知・判断能力を喪失された時に、ご本人様に代わって、あらかじめお届けいただいた代理人の方がお支払いなどの預金取引を行うことができます。

代理人ができる取引	「当座預金を除く預金の入出金、新規開設・解約」「住所変更等の諸届け」 「残高証明書発行」「自動振替の設定」「出資金の譲渡」 注 ・口座開設店にて申し込む必要があります。
申込み	預金者本人と代理人からお届をしてください。(本人確認できる公的資料を持参願います。)
代理人として指定できる方	配偶者または血縁関係のある親族(二親等以内) (二親等以内とは、子供、両親、兄弟姉妹、孫、祖父母です。)
代理人との取引	i 取引の都度、本人確認資料(運転免許証等)をご持参ください。 ii 取引伝票等には「預金者〇〇代理人△△」と代理人が署名し、捺印してください。 iii 当金庫は、代理人取引に係る根拠となる書面の提示を求めることがあります。
取扱手数料	無料です。(ただし、各種お手続きごとに、所定の手数料が掛かります。)
変更・停止	制度内容の変更や制度の利用停止は、口座開設店にて所定の手続きをお取りください。
注意事項	代理取引開始後、預金者の推定相続人から代理取引に関する開示請求があれば、当金庫はそれに応じます。
解約等	以下の場合には、当金庫の判断で「本制度」の利用を停止させて頂く場合があります。 (1) 預金者または代理人が死亡した場合。 (2) 代理人の認知・判断能力が無くなった場合。 (3) 代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合。 (4) 預金者に成年後見制度の開始があった場合。 (5) 預金者の認知・判断能力が回復した場合。 (6) その他、当金庫が制度の提供が相当ではないと判断した場合。



地域と共に、次の未来へ

小松川信用金庫